

平 成 3 0 年 第 8 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成30年8月3日

平成30年第8回教育委員会定例会会議録

平成30年8月3日（金）

出席者（5名）

教育長 高 部 明 夫
委 員 須 藤 金 一
委 員 畑 谷 貴美子

委 員 池 田 清 貴
委 員 高 橋 京 子

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長・調整担当部長
宮 崎 望
総務課施設・教育センター担当課長
田 島 康 義
学務課教育支援担当課長・指導課支
援教育担当課長・総合教育相談室長
田 中 容 子
三鷹図書館長 田 中 博 文

教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長・芸術文化課長事務取扱）
向 井 研 一
教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 平 山 寛

事務局職員

副参事 寺 田 真理子

総務課長 高 松 真 也

学務課長 桑 名 茂

指導課長 松 永 透

指導課統括指導主事
長 田 猛
教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 古 谷 一 祐

主事 能 勢 亘

平成30年第8回教育委員会定例会

議 事 日 程

平成30年8月3日（金）午後1時開議

- 日程第1 平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用
図書の採択について（協議）
- 日程第2 議案第30号 平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支
援学級用教科用図書の採択について
- 日程第3 「三鷹市大沢の里郷土文化施設条例」の制定に関する協議について（協議）
- 日程第4 教育長報告

午後 1時00分 開会

○高部教育長 ただいまから平成30年第8回教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録の署名委員は、池田委員にお願いいたします。
それでは、議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択について（協議）

○高部教育長 日程第1 平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択についてを議題といたします。

それではこれから協議を進めてまいります。まず事務局から経過説明をお願いいたします。教育部長。

○宮崎教育部長 それでは、平成31年度使用小・中学校教科用図書、小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択に係るこれまでの経緯についてご説明いたします。

今回の教科書採択は、平成31年度に三鷹市立小学校で使用する教科用図書、中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書、小・中学校の教育支援学級で使用する教科用図書、この3種類となります。お手元に、「平成31年度使用教科用図書採択の手順」という資料がございますのでごらんいただきたいと思います。

最初に平成31年度使用小学校教科用図書についてでございますが、現行の学習指導要領に準拠した採択であり、平成31年度の1年間のみの使用となります。このことから、文部科学省通知においては、採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で適切に採択が行われることが必要であるが、その際4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能であるとしています。これを踏まえまして5月に小学校教科用図書選定資料の作成委員会を設置しまして、全小学校への調査研究を依頼しました。調査内容としましては、文部科学省通知に基づき、採択教科用図書の4年間の使用実績を踏まえた上での平成26年度採択時の調査研究資料についての課題や修正点の有無と、現行の採択教科用図書についての意見としております。

この調査の結果については6月15日の選定資料作成委員会で検討し、7月6日に小学校教科用図書選定資料作成委員会委員長から教育委員会に報告を行っていただきました。報告内容としては、全ての小学校から平成26年度採択時の調査研究資料について全ての教科で課題や修正はないというものでした。また、現在使用している教科用図書についての意見は、全教科で肯定的なものでした。「特別の教科 道徳」につきましては、昨年度に光村図書出版株式会社の教科用図書を採択しており、今年度は採択替えの年ではございません。

平成26年度に採択した教科用図書は、国語は光村図書出版、書写は東京書籍、社会は東京書籍、地図は東京書籍、算数は東京書籍、理科は大日本図書、生活は教育出版、音楽は教育出版、図画工作は日本文教出版、家庭は東京書籍、保健は学研教育みらいです。

続きまして中学校教科用図書について報告いたします。中学校教科用図書については文

部科学省の検定に合格した中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の中から平成31年度に三鷹市で使用する教科用図書を採択していただくことになります。今年度文部科学省検定済として発行された中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書の8社となります。

本日までの流れとしては、5月に中学校教科用図書選定資料作成委員会を設置しまして、検定教科書についての調査研究を依頼しました。選定資料作成委員会は、校長先生・副校長先生方、そして保護者の方を委員として、本日の教育委員会定例会での教科書採択に向けた資料を作成していただきました。今回調査研究を行った教科書は先ほどの8社で、各学年1冊、総数24冊の教科書です。なお、2社につきましては各学年1冊ずつ別冊のノートも付属しておりまして、これらも踏まえた資料の作成をしていただきました。

まず、資料作成に当たりまして同委員会の下部組織として教科用図書調査研究部を設置しました。調査研究部は部長である校長先生及び7名の教員で構成し、教科書の調査研究をお願いしました。教科別調査部は、5月11日に委嘱及び作業の説明をしまして、5月14日から5月31日の期間で調査研究を行い、調査研究の結果を部長が取りまとめ、5月31日に中学校教科用図書選定資料作成委員会に提出をしていただきました。

提出された調査研究資料を6月15日の選定資料作成委員会で検討し、6月22日の委員会で最終的に取りまとめ、7月6日に中学校教科用図書選定資料作成委員会委員長より中学校教科用図書選定資料として教育委員会に提出されました。ここでは実際の教科書をお示ししながら選定資料ごとに具体的な説明が細部にわたって行われ、教育委員の皆様からさまざまな観点での多くの質疑があったところでございます。さらに教育委員の皆様には7月23日の懇談会で校長先生・副校長先生や2名の保護者代表の方から率直な意見や感想をお聞きいただきました。また各社の教科書一つ一つに目を通していただき、それぞれの教科書の内容や構成・特色などについて精読・検討され研究を進めていただきました。選定資料作成委員会から選定資料が出された後は、その資料に基づいて再度慎重に検討していただいたところでございます。

なお、6月1日から7月4日まで、教育センター暫定施設におきまして教科書展示会がございまして、68名の保護者・市民の方々においでいただきました。49件のアンケートをご回答いただきまして、選定資料作成委員会にはそれらを踏まえて選定資料を作成・提出していただきました。

続いて小・中学校の教育支援学級用教科用図書につきましてご説明いたします。教育支援学級の教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科用図書または文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときには一般図書を教科用図書として使用することが規定されております。このことから事務局におきましては5月中に全ての教育支援学級設置校について、通常学級で使用している文部科学省検定済教科用図書を使用することについての調査を行いました。結果としましては小学校・中学校ともに全ての教育支援学級設置校において、通常学級で使用している文部科学省検定済教科用図書を使用することが適当でないとする回答はございませんでした。なお、この結果につきましては7月6

日に事務局より教育委員会に報告しております。

以上のように教科用図書採択に向けてさまざまな資料や意見を踏まえ、十分に検討を積み重ねていただきました。本日は教育委員の皆様が採択にふさわしいと捉えられた教科書を候補として挙げていただきまして、具体的な協議を行い採択をお願いしたいと考えております。なお、本日採択いただきましたら8月31日までに東京都教育委員会に採択結果を報告することになります。以上が経過報告でございます。

○高部教育長 今日に至るまでの教科書選定資料の作成及び手順について事務局から説明がございました。

それでは、まず初めに平成31年度使用の小学校教科用図書についての協議をいたしたいと思います。先ほど事務局より説明がございましたけれども、小学校教科用図書は現行の学習指導要領に準拠した採択でありまして、平成31年度1年間のみの使用になるということで、文部科学省からは採択権者の判断と責任によりまして綿密な調査研究を踏まえた上で適切に採択が行われることが必要であるが、その際4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能であるとされているところでございます。このことから選定資料作成委員会において、現行教科書の4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択時の調査研究資料についての課題や、修正点の有無や、現行の採択教科書についての使用実績を踏まえた全小学校の意見の取りまとめを行っていただき、7月6日に選定資料作成委員長より教育委員会への報告がありました。この報告において、全小学校から平成26年度採択時の調査研究資料について、全教科とも課題や修正はないとの報告がありました。なお、前回採択いたしました教科用図書の使用についての意見は、全教科肯定的なものでございました。

以上の内容を踏まえまして、小学校教科用図書の採択について特にご意見・ご質問等があればお願いいたします。畑谷委員。

○畑谷委員 小学校の先生方からのご意見等を踏まえまして、今回、来年度1年間のみの教科書の採択となりまして、学習の継続性、それから教科書が変わることによって子どもたちが混乱に陥るのではないかという観点から、来年度については今までどおりの教科書の使用をという言葉がありましたとおり、確かに来年度教科書が変わりましたら、今年度、来年度、再来年度と、この3年間で三つの教科書会社が変わる可能性があるわけですね。そうなりますと会社によりましてはつくり方の違いが若干出てくると思いますので、子どもたちの混乱などを防ぐためにも、引き続き現在の教科書を使用することがよいのではないかと考えております。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員 選定資料作成委員会のご報告では、全教科について現行の教科書が指導する上で使いやすい、あるいは適切な学習内容であるというご意見だったということで、まずは平成26年度の採択が現場で評価されているということはよかったなと思います。そうした肯定的評価を踏まえますと、先ほどの畑谷委員のご指摘にもありましたように、来年度1年間については引き続き現行の教科書を使っていくことが適当なのではないかと思っております。平成31年度については、今使い慣れている現行の教科書を使用しつつ、新しい

学習指導要領が始まっていきますので、その準備を小・中一貫カリキュラムの改訂や学園研究、校内研究等の機会を生かして進めていただければと思います。

○高部教育長　ほかによろしいでしょうか。

それでは、平成31年度使用小学校教科用図書につきましては、平成26年度に採択いたしました教科用図書を、再度三鷹市教育委員会として採択するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長　それでは平成31年度使用小学校教科用図書につきましては、国語は光村図書出版、書写は東京書籍、社会は東京書籍、地図は東京書籍、算数は東京書籍、理科は大日本図書、生活は教育出版、音楽は教育出版、図画工作は日本文教出版、家庭は東京書籍、保健は学研教育みらい、「特別の教科 道徳」は光村図書出版ということにいたします。

以上で平成31年度使用小学校教科用図書についての協議を終了いたします。

それでは次に、平成31年度使用の中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書について協議をいたします。今日まで教育委員会におきましても、選定資料作成委員会が作成しました選定資料を参考にするとともに懇談会を開催し、教員・保護者の意見を伺い、そして各社の教科書を手に取り内容を見て研究を進めてまいりました。いずれも検定済みの教科書ということもありまして、各社それぞれ教科としての道徳の趣旨の反映、あるいは学習方法、題材の取り扱い方、発問の仕方などさまざまな工夫が見られたところです。その上で学習指導要領の趣旨を一層反映し、「考え、議論する道徳」を教員の指導のもとで進めていけるような、そして三鷹の子どもたちにふさわしい教科書を公平公正に採択してまいりたいと思います。

それでは委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。どなたか発言をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員　今回の中学校については、小学校に引き続きということで「特別の教科 道徳」が動き始めます。非常に重要な時期かと思いますので、関心を持って各社の教科書を見させていただきました。昨年度の小学校教科用図書採択を受けて、各社さらにさまざまな工夫や特色が見られたと思っています。

一方私が気になるのは、各社がかなり力を入れるがあまり、発問の数とか書き込み欄とか、それから記録をとらせることを詰め込み過ぎているのではないかということです。丁寧ではあると思いますが、三鷹の先生方の授業力や鷹教研、学園研究などの研究にかえって制約になってくる場合もあるので、そこは気をつけなければいけないなと思っています。また別冊にすることで、書くことで意識化を図ることもありますけれども、それを多く設けることもデメリットにつながるのではないかと思っています。

道徳の教科化はほんとうに大変意義あることです。これをどのように生かしていくか、特にいじめの問題をはじめとして、子どもたちが自分の問題として真剣にメッセージを捉え、考えを出し合い、深めていく。そのために子どもたちの実態に合った自由度の高い授業づくりができる教科書、それが三鷹にふさわしい教科書だと思っています。こういう視

点で考えるとバランスがとれたつくりになっているのは、私は光村図書出版だと思っています。また、先ほど申し上げたいじめについては、いじめの問題の迫り方、これは東京書籍がなかなかすぐれたものがあると評価しました。以上です。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員　私はやはり中学生の教科書ということで、中学生という多感な時期に「特別の教科 道徳」の授業において、生徒同士が大いに議論をしてみずからの考えを広げて十分に深めていくことが重要であると考えています。題材や発問の精査とともに、発問数はなるべく減らしてじっくりと議論ができる時間を確保していくことが、この「特別の教科 道徳」で必要であると感じています。また、題材名の前に大きく題材の狙いを示し過ぎている教科用図書もありますが、題材に触れる前に生徒に先入観が生じてしまう可能性も懸念されるなと思いました。保護者の方からの意見でも多く出されましたが、やはりサイズ感や質感ですね。そういったものも生徒にとっては非常に重要な部分とっております。持ち帰りにも負担感がなく、また見やすくやさしい色や手ざわりの教科書も選定する上で非常に重要な要素かと思っています。これらの観点から、私は光村図書出版がいいと感じました。また、見やすさという点では教育出版も非常によいと感じております。以上です。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員　中学校で初めての道徳の教科書ということで、各社いろいろと特徴を持って制作されているなという印象を持ちました。私が特に注目して調査研究を行った視点の一つは、題材の選定という視点です。この「特別の教科 道徳」の目標は、「考え、議論する道徳」ということにもありますように、道徳的諸価値の理解をもとに自己を見つめ、物事を広い視点から多面的・多角的に考える、人間としての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てることとなっております。このようなことを考えますと、題材としてはいろんな意見が出得る、多面的・多角的に見ることができる題材がふさわしいんだろうなと。そういう意味ではこのテーマをやりましょうというように、このテーマにふさわしいものを新たに書きおろしたというような、編集委員会作というものがいろいろなところで見られましたけれども、そういうものを多用している教科書よりも、いろいろな読まれ方をこれまでしてきた、されてきた、そのためにつくられたものではないけれどもいろいろな見方がされてきた題材をたくさん使っている教科書がいいのではないかと思います。そういった意味では光村図書出版がすぐれているように思いました。

ただ1点指摘したいのは、光村図書出版の教科書はそういった意味で題材も非常に結構、シンプルで読みやすいというところはあったんですが、学びのテーマというページがあって、そこがむしろ議論を狭めるような役割を果たしはしないかという、少し発問が多いような印象がありまして、そこについては現場でこの発問にとらわれないような授業のやり方をしていただければなと思います。

他社については、もう一つ挙げるとすれば、シンプルさですとか、さっき申し上げた視点ですとか、トーンもそろっているという意味では東京書籍もよかったなと思います。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員　私は教科書のサイズもとても重要だと思っております。保護者の方からも、

成長段階にある中学生がとても重い荷物を持ち帰っているという指摘がございました。学校の勉強の教材、そして部活動の重たい荷物などを持って、体をねじ曲げて通学しているという光景が多く見られます。そういう観点からも軽量であることが望ましいのではないかと考えております。

昨年度、三鷹市立小学校の道徳の教科書は光村図書出版を採択しております。三鷹市では小・中一貫教育として9年間を見通した教育が行われております。その一貫性からも同じような考え方、見方などを題材として選んでいる、そしてそれをそのまま小学校から中学校まで続けて考え方として持っていけるという意味で、写真・イラストなどという観点からも、私は光村図書出版がいいのではないかと考えております。

○高部教育長　それでは私からですけれども、まず一つは今回の教科化の狙いでありまして、「考え、議論する道徳」の内容として、学習の進め方、学習方法が大切な点だと捉えております。各社とも、考えましようとか話し合いましようということが冒頭で明示はされているんですけれども、どのように考えていくのか、あるいはどのように話し合っていくのかという具体的なスキル、方法については詳しく示されなかったのは非常に物足りないと思っています。例えば事実と意見の違い、あるいは意見には必ずその理由・根拠を示す、あるいはそれぞれの意見についてどこが共通点なのか違いなのか、そういったことを明らかにするというのはこれから議論を深めるためのスキルだと思うんですけれども、そういったところの深め方がちょっと各社とも物足りなかったなと思っています。

次に内容の点ですけれども、先ほど池田委員からもご指摘がございましたけれども、いじめ問題ですとか、福祉あるいは環境問題、社会参画などの現代的な諸課題と、そして生徒が自分自身の生き方や多様な考え方を十分に広げたり深めたりする、そういったいわゆる名作をバランスよく配置することは非常に重要だと思っています。特にいじめ問題は現代的な諸課題の一つですけれども、いかに生徒にリアリティを持たせるかですね。子ども同士が人間関係をいかに形成するか、かかわり合うか、そこにいかにリアリティを持たせていくかが重要です。ただ単に、決まりを守りましようというだけではなくて、多様な考え方を可能にし、よりよい課題解決についてともに議論し合えるように題材そのものになっているかどうかは非常に重要な点だと考えております。

ただ一方では、そういった現代的諸課題について、例えば死刑制度、あるいは臓器移植の問題などを意欲的に、挑戦的に取り上げている教科書もありましたけれども、このテーマは社会においても見解の隔たりが大きくて、生命倫理にもかかわる複雑な課題ですので、中学生段階で取り上げることにについては一定の難しさもあるのかなと考えました。

やはり題材のバランス、あるいは現代的諸課題のリアリティを持った迫り方、そして多面的・多角的な思考の広げ方や深め方、そしてテーマの持たせ方など、総合的に考えますと私も光村図書出版がいいのではないかと考えています。また光村図書出版のよさは、コラムを使って身近な題材での考察からさらに社会的な課題に広げていくといった構成上の工夫も見られた点はよかったなと思っています。

そのほかの教科書については、学研教育みらいも目にとまりました。これは三鷹市の名誉市民であります山本有三さんの作品が取り上げられている。他社でも幾つか見られまし

たけれども、そういった点とか、あるいは現在活躍しているスポーツ選手が多く取り扱われておりますので、生徒にとっても親しみやすさという点では工夫があるのかなと思いました。ただ、現役の選手はまだ評価が定まらないという点も正直言っておりますので、そういった危惧もあるかなと思います。

また、東京書籍も教科書として学習の進め方が非常に手堅いつくりとなっております、ただ、須藤委員からもご指摘がございましたけれども、この教科書は主題の前にテーマを大きく示していることがかえって生徒のかかわり方を制約してしまうような懸念もあるのが残念な気がいたしました。

今教育委員の皆様から一通りお伺いいたしましたけれども、さらにつけ加える点はございますでしょうか。須藤委員。

○須藤委員 先ほど高橋委員の発言にもありましたが、今回日本文教出版と廣済堂あかつきで別冊が出ています。日本文教出版のほうは教科書の題材について二つの発問が基本となっております。資料から考えさせ、また資料から離れて一般化されたような道徳的価値について自分自身のこととして考えさせ、学びを振り返るつくりになっています。ノートでは特に友達の意見や話し合ったものをメモしたり、多面的な考え方に気づかせる仕組みを持っているということは、「考え、議論する道徳」を進める上では大変評価できると思います。ただその一方で、先生方もこのノートを設定どおりの発問で使わざるを得ない。また生徒もパターン化した学習で結構な分量を書くことになると思うので、十分に生徒同士の議論が深まらないうちに50分間の授業を終えてしまうのが心配材料かなと思っております。

○高部教育長 この別冊についてはほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員 今須藤委員からありましたように、廣済堂あかつきの別冊を見ましたところ、学習の方向づけや、学習の最後に深めるという意味で活用するにはすごくいいと思うんですけども、年間35時間の授業の中で、かなり書くところがあるんですよね。これを先生と、それから生徒と、生徒同士で議論しながら資料を読んでこなしていくのは大変で、教科書のほうと内容がまた違うものが載っていて時間的にかなり無理が出てくるのではないかなと思いましたので、この別冊はボリュームがあり過ぎるかなと思いました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員 別冊というところでは、日本文教出版の別冊を見ますと、各ページの一番下に自分への振り返りということで、尺度を持って自分がどう感じたかを書かせるところがあったり、東京書籍でも、別冊ではないですが巻末で自分の取り組みを振り返ろうということでA・B・C・Dの尺度で丸をつけさせるところがあるんですが、尺度を道徳の中で持ち込むことについては、「考え、議論する道徳」、自分の中での深まり、あるいは広がりというものをつくっていきたいという中でどうなのかなと少し感じました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 先ほどの池田委員の意見に続きますけれども、私は学級担任がこの道徳をやることに非常に意味があると思っています。一人ひとりをしっかり理解している学級担任が今最も必要なことを子どもたちに伝えていく、そういう時間になるといいと思います。

保護者との連携もしっかりとれているからこそ学級担任が行う道徳が価値があるんです。そのためにも制約が大き過ぎないほうがいい。三鷹市の多くの中学校では、今既に担任は心を込めた資料をつくっています。ワークシートをつくっています。それで授業を行っているわけです。それは生徒の実態に合ったものであり、子どもたちに一番寄り添えるものです。ぜひ別冊に縛られない授業が三鷹の各学校で展開されるように判断いただけるとありがたいと思っています。以上です。

○高部教育長　今、別冊についていろいろご議論いただきましたけれども、ご指摘のように三鷹市では現在改訂を進めております小・中一貫カリキュラムでもこの実践的な研究を進めておりますし、第五中学校が東京都教育委員会の道徳教育推進拠点校の指定を受けておりまして、「考え、議論する道徳」の発問あるいはワークシート、そしてその評価のあり方についても研究を進めているところでございます。そしてその研究成果を市内の全部の中学校での共有化も図っているところでございます。また市内全校でも道徳教育推進委員による道徳教育推進委員会を設置いたしまして、指導資料を作成し、各学園の学園研究におきましても小・中学校の教員が道徳の指導について研究を進めている実態もあるということでございます。そうした三鷹市の実態を踏まえますと、三鷹市ではこのような別冊を使った授業ではなく、より効果的なワークシート方式による研究・共有を図るという、そういった方向でこれについてはよろしいでしょうか。

それではこれまでのところ、各委員さんが推されているのは光村図書出版でございますけれども、ほかの出版社についてのご意見はいかがででしょうか。池田委員。

○池田委員　各社、「考え、議論する道徳」の趣旨を実現するためにさまざまな工夫をされているなと感じました。例えば日本教科書ですけれども、特徴的だったのは四つの価値を個別に、まとまりを持って配列させておられるところかと思います。他社は四つの価値がひとまとまりになっているのではなくてランダムに並べられているんですけれども、そこが特徴的だったなと思いました。ただ、他の教科書を見ますと、そういった配列が学校行事に沿った形でランダムに配列されているのかなど。それを思いますとこの配列がいいのかどうかというところはあるかなと思います。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員　先ほど東京書籍の教科書についてお話ししましたがけれども、道徳が特別の教科になった大きな要因はいじめですね。そのいじめにどう向かっていくかということが非常に大事な要素です。いじめの問題そのものを扱って全ての学年にそれを設定して、学校全体で同時期に扱えるようにされた、そういういじめの問題に力を入れているのはこの教科書だと感じました。いじめというのは加害者・被害者だけではなく傍観者、誰にとってもマイナスです。それをしっかりと子どもたちが理解し、お互いに相談し合ったり支えられる学級をつくっていくためにも、そういう手厚い扱い方をされているこの教科書は貴重だと私は思いました。

この最後の付録のところについている心情円とか簡易ホワイトボードとか、試みとしては非常に斬新でいいなと思うんですけれども、学校としては年間通してどのくらい使えるかなという意見があったのも確かです。あと、現代的な諸課題の中で、1年生の中にはも

う少し持続可能な社会づくりにかかわる題材も入ってくるといいのではないかという意見も伺っています。東京書籍について以上、感じたことです。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員　先ほど私が教育出版を取り上げましたが、この教科書はわかりやすく親しみやすい資料が多かったと思います。文字や写真も非常に見やすくわかりやすいと思いました。また、各学年に五つの補充教材が後ろについております。考えを深めていく教材があったり、異なる立場からの考えや意見を取り上げたりして未来志向型のつくりになっているのかなと思いました。

一方で各単元の文章の後ろについている発問数が三つと、比較的多いのかなと。三鷹市の子どもたちの場合は、発問を絞って深く考えるほうがいいのではないかという印象を受けました。また、指導する先生からも、発問をたくさんつけてくれる教科書は一見ありがたいようにも見えるかと思うんですが、逆にその発問に縛られ過ぎてしまって実態に合わせた授業がしにくくなるのであれば、それは教科書としては三鷹には合わないのではないかという印象を受けています。以上です。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員　私は学研教育みらいの教科書を見せていただきまして、子どもたちに親しみやすいイラストであったり、題材も多く用いていまして、今ちまたでいろいろ言われております歩きスマホの問題であったり、現代的で身近な課題が多く載っております。そういう意味では子どもたちが親しみを持てるように工夫がされているのかなと思いました。そして題材ごとにクローズアップというものがございます。心に響く言葉などが載っておりまして、学びを深める仕組みづくりにはとてもいいかなと思います。そして発問も一問に絞っているところがここの特徴だと思うんですけども、先ほど須藤さんから発問数が三つというのは比較的多いのではないかという話がありました。一問で絞ってそれをじっくり議論するのもいいんですけども、その場面に応じては、その題材によってそれが矛盾に感じたり友達同士で議論し合ったときにぶつかったりして議論がまたいろいろ分かれていくようなこともあると思いますので、議論を深めるという点においてはどのようなのかなという感じは受けました。

それと、全社の教科書を見ましても、8社中、唯一A4判で大きくなっております。机のサイズと比べると、その机の上にワークシートを並べて二つ置きますととても机が狭く感じられて、筆入れを置いたりなんかしてとても作業がしにくいかなというのを日ごろ感じております。保護者の方の意見にもありましたように、教科書が大きい、重いということは子どもたちの学校の行き帰りにかなり負担感があるのではないかと思いますので、その辺を考えたほうがいいのかないかなと思ったところでございます。以上です。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員　私は学校図書についてですが、全体的に拝見しまして少しイラストや漫画が多いのかなと感じました。それはそれで理解を助けるということであればいいんですけども、やや視覚の印象に議論が引きずられていってしまうのではないかということをし懸念しました。あとは、題材の文章が他社に比べて一つ一つが長いような気がしました。

実際にちょっと長いだろうと思います。先ほど、題材はそのためにつくられた文章ではなくて、既存のものでいろいろな読み方ができるものをと申し上げたんですけれども、今度はそれをたくさん使っておられるところはそれが長過ぎると申し上げるのは少し酷な気もするんですけれども。確かに50分の授業の中にうまく収めるためには深みのある文章を選んでいただく必要があるんですけれども、少し大きさ、長さも考慮いただくといいのかなと思いました。

○高部教育長　今池田委員から学校図書に触れられましたけれども、私は学校図書のよさは、道徳というのは保護者や地域からも理解を得て連携して進めていくことが重要な点だと思っております。学校図書の巻末には、「保護者の方へ」という文章を設けております。それは他社と違うところなんですけれども、このことはコミュニティ・スクールを進めていく三鷹市にとっても注目すべき点だと思っております。ただ残念なことは、これは1ページだけに内容を圧縮しております。これだけでは保護者に何を伝え、どのように連携を図っていくのかがまだちょっと物足りないというか、中身に踏み込んだものにはなっていないと考えております。これはどの教科書を使ったとしても、保護者・地域との連携という視点では各学校においても道徳授業の地区公開講座、あるいは学校公開において授業参観を実施するとともに、保護者・地域参加型の意見交換や熟議などを継続していく必要があるかなと思っております。こういった機会を十分に生かして、子どもたちの状況、あるいは教科となったこの道徳の授業の内容についてもこれから地域・保護者と共有して、学校と家庭・地域が連携した道徳教育を進めることが重要だと考えております。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは今さまざまな意見をお出しいただきましたけれども、今回の中学校道徳の教科書につきましては各社さまざまなよさ、工夫も見られたところでございますけれども、「考え、議論する道徳」への踏み込み、あるいは実際の授業での先生方の評価も含めた使い勝手、さらに保護者や地域との連携や生徒の生活とのかかわりなどを踏まえますと光村図書出版が三鷹市の中学校の実態にふさわしいという意見に集約できると思います。

それでは、道徳の教科書は光村図書出版株式会社ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長　ご異議なしと認めます。それでは道徳の教科書は光村図書出版株式会社にいたします。以上で平成31年度使用中学校教科用図書についての協議を終了いたします。

次に小・中学校教育支援学級用教科用図書の協議に移ります。

先ほど事務局から説明がございましたけれども、教育支援学級の教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科用図書を使用するほか、または文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないとき、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条の規定によりまして、一般図書を教科用図書として使用することができるとなっておりますのでございます。また教育支援学級における教科用図書につきましては、同一教科書を採択する期間を定めている義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第14条第1項において例外とされておまして、毎年必要な変更を行って採択

をしているところでございます。

今回採択の対象になりますのは、平成31年度に教育支援学級で使用する一般図書でございます。事務局からは今回、小学校・中学校とも全ての教育支援学級は検定教科書を使用するので、一般図書を教科用図書としては使用する意向はないという報告をいただいております。

それでは、この件について何かご意見はございますでしょうか。池田委員。

○池田委員 教育支援学級では児童・生徒の実態に応じて先生方が作成した教材を使って学習することがよくあるということですが、そうした学習が計画的に展開されていくためには、やはりそのもととなる系統立てて編集された検定教科書を主たる教材にすることが必要かなと思います。それから、三鷹市では支援学級の児童・生徒も通常学級の児童・生徒と一緒に学ぶ機会も多くありますので、そういった意味でも検定教科書を用いることは適切であると思います。

○高部教育長 ほかにご意見ございますでしょうか。須藤委員。

○須藤委員 教育支援学級の指導においても、支援学級を設置している小・中学校同士の連携を強化し、小・中一貫教育のよさを生かした個別指導計画に基づいて確かな学力を身につける教育を行っていただきたいと考えております。検定教科書の下学年のものを使用するとか、自作の教材を児童・生徒の実態に応じて活用しながら、これからは障がいのある児童・生徒のニーズに合う、質の高い教育を進めてもらいたいと思っております。以上です。

○高部教育長 それでは確認いたしますけれども、小・中学校教育支援学級で使用いたします教科用図書につきましては、通常学級でも使用している文部科学省検定教科書を使用することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 それでは協議の結果、小・中学校の教育支援学級で来年度使用する一般図書は採択しないことといたします。

以上で今回採択する全ての教科用図書が決定いたしました。教科用図書の採択の原案として事務局において取りまとめ、改めて議案として提出させていただきたいと思っております。

ここで一旦休憩いたします。再開は2時5分といたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時06分 再開

○高部教育長 それでは休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。委員の皆様にお諮りをいたします。この際、議案第30号、平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択についてを日程第2に追加し、以下順次繰り下げて議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。それではさよう決定いたしました。

日程第2 議案第30号 平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育

支援学級用教科用図書の採択について

○高部教育長 日程第2 議案第30号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。教育部長。

○宮崎教育部長 それでは議案第30号についてご説明いたします。お手元の議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度使用の小学校教科用図書でございます。先ほどご協議いただきました内容を踏まえ、採択をお願いいたします。「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、採択替えの年に当たりませんので、今年度と同じ教科用図書を採択するものでございます。

次に5ページをお開きください。平成31年度使用の中学校教科用図書でございます。先ほどご協議いただきました内容を踏まえ採択をお願いします。

続きまして6ページでございます。平成31年度使用の小・中学校教育支援学級用教科用図書につきまして、先ほどご協議いただきましたとおり、文部科学大臣検定を経ました教科用図書である、先ほどごらんいただきました4ページ及び5ページに記載されております通常の学級と同じ教科用図書を使用するという内容になっているところでございます。提案理由の説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。先ほどご協議いただいた内容のとおりでございます。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご質問・ご意見がなければ採決いたします。議案第30号 平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合によりしばらく休憩いたします。再開は午後2時40分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時40分 再開

○高部教育長 それでは休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第3 「三鷹市大沢の里郷土文化施設条例」の制定に関する協議について(協議)

○高部教育長 日程第3 「三鷹市大沢の里郷土文化施設条例」の制定に関する協議についてを議題といたします。初めに事務局から説明をお願いします。古谷課長。

○古谷教育部参事 生涯学習課長の古谷でございます。お手元の資料をごらんください。三鷹市大沢の里郷土文化施設条例の制定に関する協議についての文書でございます。三鷹市長から教育委員会に、協議ということで意見照会されたものとなっております。三鷹市の全体の文化財に関する保護等の計画についてご説明いたします。

三鷹市では第4次基本計画(第1次改定)におきまして、現地で歴史・文化・自然などにかかわる遺産を展示し、地域の発展に寄与することを目的とした三鷹型エコミュージア

ム事業の推進に取り組んでいるところでございます。今年3月末に三鷹型エコミュージアム事業推進のための主要事業として取り組んできました三鷹市大沢の里古民家の復元整備工事が完了いたしまして、今年11月から一般公開を開始するに当たり、同じ大沢の里に立地します三鷹市大沢の里水車経営農家とあわせて、さらなる施設の公開及び活用を図るため、三鷹市大沢の里郷土文化施設条例を制定することといたしました。つきましては三鷹市大沢の里水車経営農家条例、現行の条例でございますけれども、それを廃止等することにつきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、三鷹市長が教育委員会の意見を照会してきたものでございます。

今年11月にこの三鷹市大沢の里郷土文化施設条例が制定・施行されることで、今までございました三鷹市大沢の里水車経営農家条例により、教育委員会の権限のもとに行うことになっていた水車の管理運営に関する事務が、古民家とあわせまして市長の権限のもとに管理運営される施設として位置づけられることになります。

資料の次のページをごらんください。新たに制定いたします三鷹市大沢の里郷土文化施設条例の内容です。施設の目的及び設置につきましては、一つは大沢の里にある郷土の文化施設の公開及び活用を図ること、もう一つは地域文化の継承及び発展に寄与し、市民の地域文化への関心を深めることとしております。

条例に定める施設の名称は、今年11月に一般公開を開始する三鷹市大沢の里古民家と、同じ大沢の里に立地しております三鷹市大沢の里水車経営農家とする予定でございます。これら二つの施設で行われる事業でございますけれども、郷土文化施設の公開及び活用に関することや、郷土文化施設の資料の保管及び展示、並びに生涯学習に関することとしています。

入館料につきましては、古民家と水車経営農家の2施設を合わせまして1人1日200円とすることを検討しているところでございます。また休館日は火曜日のほか年末年始等としており、開館時間は午前10時から午後4時までと検討しているところでございます。そしてこの条例に定めるもののほか、入館料の免除や遵守事項等につきましては別に規則を定めるように考えております。

さらに、古民家の管理運営の概要でございますが、大沢の里公園のエコミュージアム施設として、市民が文化財の価値に触れながら、里山の自然・文化・暮らしの体験学習等を通じて、持続可能な里山の自然と文化を次世代に伝えていくことを事業として考えているところでございます。

公開開始につきましては平成30年11月4日を予定しているところでございます。

施設管理の委託先につきましては、古民家と水車経営農家それぞれ管理人を1名配置いたしまして、花と緑のまち三鷹創造協会に委託する予定でございます。事業につきましては市嘱託員を生涯学習課に配置することで取り組む予定でございます。

事業の中身につきましては、民具の展示、体験学習事業の実施、ボランティア人財による里山自然・文化体験活動の支援、地域観光情報の提供等を検討しているところです。

ご説明は以上でございます。

○高部教育長　以上で事務局からの説明は終わりました。委員の皆様のご質疑・ご意見

をお願いいたします。

ではご質疑・ご意見等がなければ確認いたします。日程第3 「三鷹市大沢の里郷土文化施設条例」の制定に関する協議についてをご協議いただきましたけれども、特に異議はない旨回答するというところでご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ありがとうございます。それでは本件については委員の皆様のご了解をいただいたものといたします。

日程第4 教育長報告

○高部教育長 引き続き日程第4 教育長報告に入ります。総務課長。

○高松総務課長 それでは各課から報告いたします。議案資料本冊4ページ、5ページをお開きください。まず総務課でございます。4ページの実績等報告につきまして、下から3段目、7月30日に今年度1回目の総合教育会議を開催いたしまして、教育に関する大綱に基づく取り組みの今年度の状況を中心としまして、市長との意見交換をいただいたところでございます。ご出席ありがとうございました。

その下、7月31日には、東京都市町村教育委員会連合会の研修推進委員会が東京自治会館で開催されまして、高橋委員にご出席いただいたところでございます。

続きまして5ページの予定等報告につきまして、上から2段目、8月9日に市議会の文教委員会が開催されます。今回は7月の定例会でお諮りいたしました教育に関する事務の点検・評価（平成29年度分）などについて行政報告を行う予定としております。私からは以上でございます。

○高部教育長 次に施設・教育センター担当課長、お願いします。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 6ページ、7ページをお開きください。教育センター・学校施設の関係ですけれども、学校施設関係については長寿命化改修工事など、夏季休業期間を中心に実施しているところでございます。また教育センターの関係では、7月7日土曜日に科学発明教室を開催しまして、例年どおりの参加率となっているところでございます。あわせて夏季休業期間中におきまして教育ネットワークシステムの更新作業をしているところです。これは5年に1回、先生方が使われているパソコンやプリンター、ネットワーク機器等を含めて、夏季休業期間中に入れ替えをさせていただいているところでございます。

続けて、私からは学校施設のブロック塀等の緊急点検についてご説明したいと思います。別にお配りしている「学校施設のブロック塀等の緊急点検について」をご参照いただければと思います。平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、小学校の塀が倒壊し重大事故が発生したことを受けまして目視による点検を行った結果、学校の道路に面する塀については建築基準法施行令の規定に適合していないものはなかったものの、学校の隣地に面するブロック塀については3校・4か所あったことを先の教育委員会でご報告しております。この後、文部科学省から追加の調査としまして学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況の調査が来たことによりまして、敷地内部の塀等につ

いても目視による安全点検を実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

1 ページをごらんいただきまして、点検の概要ですけれども、市立小・中学校 22 校を対象に行っております。対象と方法については記載のとおりになっております。

2 の判定基準ですけれども、建築基準法施行令の規定への適合性及び損傷や劣化状況について、(2) にあるようなフローによって分類しているところでございます。

2 ページをお開きください。上段の表につきましては前回ご報告したものです。下段の表をご参照ください。今回追加で学校敷地内のブロック塀等について敷地外周部の塀と同様の点検を行ったところ、法令等に適合しないものが 7 校・10 か所ございました。具体的には表のとおりになりますが、シャワー壁を中心として一部法令に適合していないものがあったということになっております。

次に 4 の詳細調査の実施についてです。今回の緊急点検については外観の目視による点検になっておりまして、実際に施行令では中の鉄筋等についても規定があることから、今回の点検で問題がないとされているブロック塀についても、既存のブロック塀を継続的に使用するものについては今後鉄筋等の探査によって内部を詳細に調査する予定にしております。

私からは以上です。

○高部教育長 質疑はまとめて後ほどお願いしたいと思います。次に学務課をお願いします。

○桑名学務課長 学務課でございます。8 ページ、9 ページをごらんください。まず 8 ページの実績でございます。一番上、7 月 7 日土曜日でございます。平成 31 年 4 月から学校給食調理業務の民間委託を予定している第四中学校において、保護者向けの委託化に関する説明会を開催いたしました。当日は保護者会の前の時間をとっていただいたこともありまして、3 年生の保護者も含めて約 170 人の参加がありました。業務委託による学校給食の運営を行っている学校は、22 校中、第四中学校が 18 校目の委託となります。今月より事業者の公募・説明会等を行い、選定手続きを行ってまいります。

3 段目、11 日でございますが、小・中学校 22 校の学校給食において、東京むさし農業協同組合や協力農家の皆さんなどのご協力を得て三鷹産野菜の日を実施いたしました。当日の献立はカレーで、市内産のタマネギ、ジャガイモ、ナス、トマト、それから副菜のサラダのキュウリを給食で提供いたしました。が、実施日直前には風の強い日が続きましてナス、トマト、キュウリに傷がつくなど、出荷量の確保ができるかどうか心配な点もありましたが、予定していた 5 品目全て三鷹産野菜で賄うことができ、使用した量につきましては約 2,000 キロでした。その他につきましては記載のとおりでございます。

学務課からは以上です。

○高部教育長 指導課をお願いします。

○松永指導課長 指導課です。10 ページ、11 ページをごらんください。実績報告ですけれども、7 月 6 日、今年度第 1 回目の CS 会長・副会長連絡会を実施いたしました。分科会に分かれてこれまでの 10 年、そしてこれからどうしていくのかといったことについて、さまざまなところでプラスにどう働かせていくかということで議論をしていただき

ました。なお、第2回目は10月19日に学園長会議と合同で実施する予定としております。

続きまして7月20日金曜日ですけれども、第1回のいじめ問題対策協議会を行いました。こちらでも新しいメンバーでということで、もう一度基本的な方針についての確認をするとともに、児童・生徒の主体的な取り組みについて四中で実施した話し合い等についての報告をしたところです。

夏季休業日が始まりまして、今年は本当に暑い日が続いているということで、7月2日の校長会、それから副校長会等の中でも熱中症対策については強く学校での指導を進めてきたところです。幸い今までのところでは熱中症による被害等については学校からは上がってきていないところです。

また、本日、教科書の採択をしていただきましたけれども、7月23日の懇談会等、本当にありがとうございました。

8月1日から8月3日、初任者の宿泊研修、今日戻ってまいりますが、本来ならば私も引率していかなければいけないところですが、今行っているということで、無事に帰ってくるかなと思っていますところです。

11ページ、今後の予定ですが、記載のとおりでございます。9月3日が月曜日ということで始業式が多く学校で行われるわけですが、8月後半から各学校には、心配な児童・生徒にどうアプローチするのかといったことについても指導したところであります。以上です。

○高部教育長 次、図書館をお願いします。

○田中図書館長 図書館でございます。12ページをごらんください。まずは行事の実績等報告でございます。イベントですが、7月6日金曜日に講座「子どもの心を育む読書」として、児童文学作家・翻訳家の石井桃子さんのドキュメンタリー映画、また石井桃子さんの仕事をサポートしてきた藤森洋子さんの講演で開催いたしました。33人の方にご参加いただいております。

また、7月19日木曜日から、第6回目の「中高生におススメ！POP大賞」の募集を開始しております。

7月25日水曜日は、三鷹市文庫連絡会講習会として、三鷹市立二小・二中の卒業生であります天野慶さんをお迎えして、「はじめての百人一首」として講習会を開催しております。こちらは子どもが30人、大人が23人、合計53人の方にご参加いただきまして、導入のワークショップ後、競技かるたをするなど、子どもたちにも楽しく参加をいただき、またつき添いの保護者の方も興味深くご参加いただいた事業となりました。

今後の予定ですが、展示でございます。9月3日の始業式を捉えた形で、定例となっております「つらい気持ちを抱えている君へ」を三鷹市総合保健センターと共催で行います。今回は市立図書館全館と、連携を開始した井の頭コミュニティ・センター図書室でも展示を行う形で一体的な展示を行っていきたいと考えております。

イベントでございますが、8月8日水曜日、「科学あそび」を本館と西部図書館で行います。講師には科学読物研究会の坂口美佳子さんをお迎えして開催いたします。そのほかは

記載のとおりでございます。

また図書館から2点ほどご報告がございます。まず三鷹市立図書館の基本的運営方針に基づく点検・評価でございますが、こちらの冊子をごらんください。平成29年12月に教育委員会の審議を経て策定をいたしました三鷹市立図書館の基本的運営方針に基づき、平成29年度の取り組みについて点検・評価を行いましたのでご報告いたします。

まず1ページをごらんください。点検・評価の目的でございますが、こちらは具体的な数値目標及び図書館活動について点検・評価を行い、課題や取り組みの方向性を明確にし、めざす図書館像の実現のために行うものでございます。

点検・評価の実施方法につきましては、前年度の図書館の管理運営に関する実績、図書館サービスや事業の取り組み状況を総括するとともに、今後の課題や今後の方向性を示すものとして毎年度1回実施いたします。なお、今年度についてはこのような形のご報告になりますが、平成30年度分以降の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の点検・評価対象事業の一部として、数値目標の達成状況を中心とした主要内容について教育委員会において議案として審議いただく流れとして実施していく予定となっております。

では具体的な点検・評価でございますが、2ページをごらんください。基本的運営方針につきましては数値目標を五つ設定しております。まず図書館の利用者数ですが、平成28年度末に下連雀図書館が閉館したことを受けて実績11万人の減となりますが、本館、三鷹駅前図書館及び移動図書館の利用者が増加しています。また7月より連携を開始した井の頭コミュニティ・センター図書室の利用者数が3万2,013人と想定を超えた実績となっていることから、前年度比6万1,799人の減にとどまっております。

続いて図書館の資料数につきましては、下連雀図書館の蔵書を南部図書館を中心に所蔵替えをするとともに、連携を開始した井の頭コミュニティ・センター図書室の蔵書も相互利用できることとなったことから資料数は増となっております。

図書館の利用者数が減少した一方で貸出点数及び予約点数は増となっております。こちらは図書館サービス網の再編により図書館サービスを提供する拠点を拡充したことによるものと考えております。また同様に有効登録者数においても、近年減少傾向にございましたが、こちらも図書館サービス網の再編により微増となっております。

続きまして図書館活動に対する点検・評価は、四つの柱に係る各事業について個別に点検・評価を行っているところでございますが、21項目ございますので1項目ご説明いたします。6ページをごらんください。こちらは「すべての人に読書の楽しみを広げる図書館」にあります、『「みたか子ども読書プラン2022」の推進』についてご説明いたします。おはなし会、映画会、科学あそび、わん！だふる読書体験の開催など、子どもの感動、知る喜びを刺激する事業を実施してまいりました。また、学校図書館をはじめとする関係部署との連携を強化するとともに、学校での読み聞かせを推進する講習会や、ボランティアの養成講座、スキルアップ講座を開催いたしました。中学生・高校生向けには「みたかとしょかん図書部！」を中心に主体的な活動を展開し、一定の成果を上げているところでございます。引き続き、みたか子ども読書プランに掲げる子どもの読書環境の整備及び自

主的な読書活動の支援のためニーズの把握に努め、プランの推進に取り組んでまいります。

最後に10ページをごらんください。こちらは図書館協議会からの意見書でございます。3番目の図書館活動に対する点検・評価につきましては、着実な取り組みがなされているという評価をいただいているところでございます。また最後の4番目の点検・評価の手法については、市民の理解を得るためにも具体的な活動実績をあわせて示すことが適切であるというご意見をいただいたところでございます。

続きまして東部図書館の改修工事に伴う休館と代替サービスについて、A4判1枚のものです、こちらをごらんください。

東部図書館は平成29年度の実施設設計に基づき、老朽化した施設を改修することにより、市民が安全かつ快適に利用できる図書館とするとともに、滞在・交流型施設へのリニューアルのため、リニューアル改修工事を着工いたします。

改修工事の工事期間を中心として、安全面の確保から東部図書館は休館し、敷地内への立ち入りを制限することから、ブックポストの使用など全ての図書館サービスを停止いたします。そのため、移動図書館ひまわり号による代替サービスを提供いたします。

工事概要など具体的にご説明いたします。工事概要ですが、一つ目、改修工事及び設備等の更新では、耐震補強工事、空調設備及び消防設備の更新、トイレ及び外壁等の改修工事、照明のLED化、床及び天井の改修を行います。これにより老朽化した設備の更新、耐震補強工事、トイレの改修により、安全かつ快適に利用できる図書館といたします。

続いて滞在・交流型施設へのリニューアルでは、児童コーナー及び学習コーナーの新設、中庭ウッドデッキを設置することにより、読書、談話、飲食ができる空間を提供いたします。

契約上の工期ですが、契約確定日の翌日から平成31年3月19日火曜日となっており、休館期間は平成30年9月17日月曜日から平成31年3月20日水曜日となります。

代替サービスとしては、9月22日土曜日から翌年平成31年3月17日日曜日の毎週土曜日と日曜日に移動図書館ひまわり号を牟礼コミュニティ・センターの南側にある牟礼七丁目小広場に巡回いたします。このことにより予約本の受け取り、移動図書館に積載している図書の貸し出し、本の返却、読書相談などの図書館サービスを提供いたします。巡回時間は午前は10時から11時半、午後は2時から4時を予定しております。

長期間にわたる休館でございますので、利用者の皆様にご理解いただくとともに、南部図書館、井の頭コミュニティ・センターの図書室の利用を促し、また代替サービスについても丁寧に周知を図ってまいります。

図書館からは以上でございます。

○高部教育長 次、スポーツと文化部、古谷課長お願いします。

○古谷教育部参事 14ページ、15ページをお開きください。まず芸術文化課の事業につきましては行事实績・予定ともに記載のとおりでございます。生涯学習課の事業でございますが、14ページの行事实績をごらんください。7月17日から7月24日にかけて本庁舎1階のホールで展示会「火の見櫓と三鷹の消防の歴史」を実施したものでござい

ます。

また、7月21日には生涯学習センター利用者懇談会を実施いたしました。また同日にエコミュージアム入門講座等、夏休み向けの事業を複数実施したところでございます。

予定につきましては8月4日にエコミュージアム入門講座の3回目、「蚕のいる暮らし」について実施する予定でございます。

生涯学習課からは以上です。

○高部教育長 平山課長。

○平山教育部参事 スポーツ推進課でございます。実績といたしましては7月10日火曜日に「わんぱくスポーツDAY」の実行委員会が開かれたんですけども、こちらは味の素スタジアムが会場ということで、FC東京のJリーグの試合日程との調整で日程が夏休みに入る直前に決まって、9月1日開催になりました。そうした関係から事前に小学校・中学校にチラシを配付することができなかったこととなりますので、この後、学童を中心に周知し、また広報みたかで周知を図っていきたいと思います。また9月1日につきましてはもう始業式を迎える学校が何校かあるということで、そうした関係から昨年に比べてお越しいただける方が若干少なくなってしまうかなと考えておりますけれども、実施してまいりたいと考えております。

これからの予定でございますけれども、記載はございませんがまず1点目としましては駅伝大会の関係でございます。7月18日にポスターができてまして学校等を中心にポスター掲示をいたしまして、参加チームを8月6日から8月24日の期間で現在募集しているところでございます。例年と変わらず200チームを予定しておりまして、うち中学生チームは30チームを募集していく形で取り組みを進めているところでございます。また、11月25日の当日におきましては、中学生のボランティアにつきましてもこの後学校の皆様に協力を依頼していく予定でございます。

またこちら記載はございませんけれども、トップアスリートによるバレーボール教室を8月22日から9月12日にかけて、バレーボール経験のある小学生を対象に実施してまいりたいと考えております。こちらは三鷹ゆかりのオリンピックでもあります多治見麻子さんや狩野舞子さんにご指導いただく予定をしているところです。

最後でございますけれども、市の事業ではございませんが夏休みのフェンシング教室がSUBARU総合スポーツセンターで、8月7日から8月10日にかけてサブアリーナで開催されます。こちら、ロンドンオリンピックで団体金メダルを獲得したイタリアのフェンシングのアスプロモンテ選手、昨年もイベントを開催していただきましたけれども、アスプロモンテ選手を中心に、日本代表として活躍した千田健太選手も一緒に教室を開いていただけるということです。8月7日から8月10日の4日間でございますが、1日当たり午前1時間、午後1時間の計8回無料の体験教室を実施していただきまして、現在三鷹市民の方の応募としましては60名を超える応募をいただいているところでございまして、1回当たり10人ちょっとぐらいの人数でちょうどいい人数の応募があったということを聞いております。

私からは以上です。

○高部教育長　　以上で報告を終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員　　学校の安全について伺いたいんですけれども、本当に大変な暑さの中で、子どもたちに事故がなく水泳指導も終わったようで何よりだと思うんですけれども、熱中症対策として市で何らかの指導をされたり指示が出ていると思うんですが、それについてどんなことがあったのか聞かせていただければと思います。

2点目は、9月の始業式あたりというのは本当に危険な状況の日ですよ。子どもたちが学校に来るに当たって最も命の危険のある日で、それに向けてもどのような対応をされようとしているのか教えてください。

○高部教育長　　指導課長。

○松永指導課長　　熱中症対策については今までもきちんと、基本的なことについては学校にも伝えてきています。水分の補給とか休息をどれだけとるかとか、あるいは子どもたちの体が熱くなったところから冷えたところに動かして休ませるとか、そのようなことをしています。一番今回大きく言ったのは、やめる勇氣。無理なことはさせないということ。を今回は強く学校に指導したところです。

また、今さまざまな指標が出ておりますけれども、WBGTとかさまざまな計器等について、まだ買っていない学校については即刻購入した上で、そういう数値を参考にしながら、各学校で運動が可能なのか不可能なのかといった判断を進めるように指導しているところでございます。プールも今日はこの暑さでは無理でしょうということで、フェアキャスト等で中止の連絡をして、特に小学生ですけれども、天候を見ながら進めてきている経緯もございます。

また9月1日の対応についてですけれども、あまり大きく報道されると逆にあおってしまうんですが、子どもたちの自殺の特異日という言い方がされることが多いです。さまざまなことで子どもたちは不安を抱えて、9月1日から新しい学校生活をどうやっていったらいいのか非常に悩むところです。今年は、東京都のスクールカウンセラーは夏季休業日中勤務ができなかったんですけれども、小・中一貫型のスクールカウンセラーを導入してきたということで、夏季休業日中も心の相談等が中学校でもできるようになってきたというのはとても大きな点だと思います。各学校でも、子どもたちに対してこの日はスクールカウンセラーがいますよと大きくアピールしていただくことを進めてまいりました。また、先ほども申し上げましたけれども、気になる子どもたちと担任の先生とのコンタクトを8月の下旬にきちんととりながら、安心させてあげて9月1日を迎えられるようにという指導を今年度も行ったところです。以上です。

○高部教育長　　高橋委員。

○高橋委員　　やはり判断をする時に学校が判断をしやすいものが必要だと思いますので、そのためにそういう機器をきちんと入れていただくのはありがたいことだと思いますが、1台あればいいというものでもないんじゃないでしょうか。そういう必要なものを学校が必要とする分を保証していただければありがたいと思っております。それが1点目。

それから、子どもたちにとって、夏休み後半にプールとかがあるというのは、ある意味

学校につながるチャンスでもありますよね。けれどもやはり今回の天気予報を見ていると相当な暑さが8月後半にも続きそうですよね。そうすると子どもたちに安全に水泳指導ができるような水泳施設の条件については学校とよく話していただいて、必要なものはきちんとそろえていただけるとありがたいと思っています。プールはどうしても日陰がないので、その中で子どもたちが熱中症の危険にさらされているという可能性が私は高いと思っています。以上です。

○高部教育長　今まで夏休み中で晴れているときにプールが中止という事態はなかったんですけれども、今年は、おっしゃったように直射日光で日陰がない、それから水温も30度近くになっていると脱水症とか熱中症になるだろうということで、様子を見て判断するようにということで、緊急に部活動も含めて夏休み前に通知を出したわけですね。実際10日ぐらいたちましたけれども、学校の様子はどの程度ですか。実際プールを中止した学校がどうかという情報は入ってきていますか。指導課長。

○松永指導課長　今、数は明確ではないんですけれども、フェアキャスト等の通知で保護者等に出している学校としては私が確認したのは4校ございます。条件がありますので、日陰があるプールもあるし、そうでないところもありますので、一律というわけではないのかなと思います。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員　学校施設のブロック塀の緊急点検についてですが、2ページの下の段の学校敷地内のブロック塀の点検の結果なんですけれども、7校・10か所あったということで全て法令に適合していないということなんですけれども、こういったシャワーの壁とかを設置する際に、法令に適合しているか、建築基準法に適合しているかどうかをチェックする機能はないんですか。

○高部教育長　田島担当課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長　本来であれば図面等があってしっかり確認ができるとよろしかったんですけれども、ブロック塀については、実際設置した時点においてどういう形で設置されたのかが今明確ではないという状況ではあります。ただ、近年の取り組みについてはしっかり確認をしていますので、基本的に不適合があることを想定はしていなかったんですけれども、今回で言うと、特に簡易的にプールのシャワーを設置するときに、その配管のための壁という形の中で設置されているケースが多いと認識しております。ブロック塀に対しては2.2メートル以上はだめですとか、1.2メートル以上の場合には控え壁が必要ですよという基準がありますので、それに適合していないものがあったということになっています。

この表にも記載がありますけれども、学校と調整しながら速やかな改修をしていきたいと考えているところです。

○須藤委員　新たに、今後例えばブロック塀をつくる場合にはしっかりとチェック機能が働くということですね。

○田島総務課施設・教育センター担当課長　はい。もちろんです。

○須藤委員　わかりました。

○高部教育長 敷設した当時の状況がどうかはもう1回たどれる限り把握しておいたほうがいいですね。このブロック塀が問題になったのは、十何年前でしたか、宮城県の地震の時に、学校施設ではなくて民間の敷地も含めてブロック塀がかなり倒壊して被害が出たということで法律も変わったんですね。厳しくなったはずなんです。でも今回高槻市の事例が出て、改めて認識されて、耐震補強をやったときにも点検項目になかったんですね。校舎自体とか体育館はあったんですけどもその周辺のブロック塀とか、ましてやプールの壁みたいなものは盲点というか点検対象外だったんですね。ですから改めてこういうところはもう1回チェックする、また文科省からは再度取り崩してまで鉄筋の中身とか基礎の中身を見るようにとか、これは業者に委託しないとなかなかできない調査なんですけど、そこまでやるようにということが追加でまた出ていますので、もう1回そういうことを学校の安全ということで総点検することになっていますので、そこをよく把握していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員 指導課にお尋ねいたします。今回、先ほども中学校の道徳の教科書の採択がありましたけれども、この4月から小学校は教科書を使って道徳の授業を行い、この1学期で初めて評価が出てきたと思うんですけども、今回初めての評価に当たって先生方では混乱とか、新任の先生とかもいろいろ大変だったんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうだったのでしょうか。

○高部教育長 長田統括指導主事。

○長田指導課統括指導主事 昨年度、道徳教育推進委員会で評価のための資料づくりを行っておりまして、学校に配付してそれを活用しております。また、評価のつけ方についても学習指導要領の解説を共有しまして、具体的にどのようなところを見ていって評価をしていくのか、そうした進め方にしておりますので、比較的混乱は今のところないと聞いております。

○畑谷委員 ありがとうございます。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 先ほどと関連しますけれども、学校は今回いろいろ変わりましたよね。小中一貫型小・中学校になって、学園長権限が増えた。それが今どのようになっているか、それを見直すこと、教育課程の編成はもう9月には各校入り始めますよね。学園、それから学校。そうするとそのあたりをどのように評価するかを市としてもやっておかなければいけないんだと思います。学校が今まさに平常期間に入ろうとしておりますので、そうしたときにこれがいかに効果があったのか、またはどういう問題点があったのかを把握していただいてすぐに情報をいただけるとありがたいと思っております。

あわせてなんですけれども、私、何度も言って申し訳ないんですけども、学校を回るたびに気になるのが欠席者が多くないかという印象です。不登校が1パーセントということで誇りに思っているんです。けれども実際の欠席者の数は、もちろん病気とかいろいろあると思うんですけども、本当に成果が上がっている数としてはちょっと気になるなと思っている面があります。

あとは、何度も言いますけれども、ちゃんと座って健康な子であってほしいと思うんです。机や椅子の号数はどうですかということでもかなり聞いてきましたけれども、そのことについてもぜひ、こういう形で号数は大丈夫ですというお話をいただけるとありがたいと思っています。以上です。

○高部教育長　いろいろな事業をやっているのが、それがどういう効果が出てきたのかということを検証するには評価の段階で初めて評価しようというのでは遅いでしょうということですね。事業をやるときにこれがどういう目標なのか、それをどのように測定していくのか、いつも学園評価・学校評価についても言っていますけれどもね。活動実績の整理の仕方も含めて、こういう視点、こういう項目で評価しますよということを学校にもアナウンスしておかないとそういう資料だって出てこないわけですね。そういうことを意識して、測定方法も意識した事業の展開をしてください。それが評価につながりますよということをお願いしていますので、絶えずそれは創意工夫・改善をお願いしたいなと思います。

それから今言われた不登校も、30日以上欠席という統計上の文科省の不登校の定義があるわけですから、それに従うのはいいんですけども、グレーゾーンで何日といったときに、そういう不登校そのものではなくその手前の数値ですと説明して見せてもらわないと、実際にその欠席している子が一つの学校で10人近くいて、それで、三鷹全体で1桁ですという話にはならないわけですから、そこら辺の数字のとり方、見方ははっきりさせてください。別に少なく見せる必要は全くないので、正しく把握することが大切ですので、きっちり出してください。

ほかにはいかがでしょうか。

○高橋委員　それに関連していいですか。私は今回の図書館の点検・評価できっちりと数字を出されて偉いと思ったんです。数字的には減っているんですね。

○高部教育長　下連雀図書館を閉館しましたから。

○高橋委員　もちろんそうです。でもそれは出たくない数字でもあるじゃないですか。だけどころやって、私はむしろこの本離れが言われているときにこれだけの数字を出しておられるのはすばらしいと思うんです。そういう意味では、とにかくきちんとした数字できちんと考えていっていかれる姿勢がすてきだなと思ったので、ちょっと取り上げさせていただきました。

○高部教育長　ありがとうございます。これもまた補足させていただきますと、長期に見て利用状況がどうなのか、これについて図書館協議会からの意見もありますけれども、減少傾向なのか、ピーク時はいつでどのくらいの数なのか、この間どのくらい落ちているのか、その原因は何なのか、そういうものを分析して、目標値自体がこれでいいかどうかとか、あるいはさらに打てる対策はどうかということこれから検討していかなければいけないですね。今の部分については確かに閉館があったり、連携があったり、移動図書館のステーションを増やしてプラスマイナスいろいろ出てきて結果はこうですよとは説明はつくかもしれないけれども、これからどのようにそれを持っていくのかについては対策もセットで検討してみてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは日程第4 教育長報告を終わります。以上をもちまして平成30年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時27分 閉会